２０１８年（平成３０年）８月２１日

指定居宅介護支援事業所管理者　各位

藤沢市長　鈴木　恒夫（公印省略）

特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書等の提出について（通知）

日頃から、本市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、平成３０年４月１日に指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されたことに伴い、本市が指定権限を有する指定居宅介護支援事業所であって、対象サービスについて最も紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」といいます。）の占める割合が８０％を超える場合については、平成３０年度前期分から、本市に対して報告が必要となります。

そこで、該当する事業所におかれましては、次のとおり、ご提出いただきますようお願いいたします。なお、提出を要しない事業所についても、報告書の作成及び事業所への保管は必要となりますので、よろしくお願いいたします。

１　提出を要する事業所

判定期間中（平成３０年４月１日から平成３０年８月末日まで（※１））に作成した居宅サービス計画のうち、対象サービス（※２）について紹介率最高法人の占める割合が８０％を超えているものがある場合

※１　平成３０年度前期のみ、５か月間となります。

※２　平成３０年度前期から、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の４サービスのみになりました。

２　提出書類

①「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（平成３０年度前期用）」

※各サービスの紹介率最高法人の占める割合が１種類でも８０％を超えた場合は、提出が必要となります。報告書を作成した結果、８０％を超えなかった場合は、提出は不要となりますが、事業所にて２年間報告書を保管してください。

②「正当な理由の有無に関する申出書」（報告書別紙）

※②は、①の別紙となり、①を提出する場合は必ず②も提出してください。

３　提出期限　　２０１８年（平成３０年）９月１４日（金）

４　報告書様式等掲載場所　･･･　藤沢市ホームページ

ホーム ＞ 健康・福祉・子育て ＞ 福祉 ＞ 介護保険 ＞ 事業者向け ＞ 居宅介護支援 ＞ 特定事業所集中減算について

以　上

提出先　　福祉健康部介護保険課　総務・給付担当（本庁舎２階）
〒２５１－８６０１　藤沢市朝日町１番地の１
電話０４６６－５０－３５２７　FAX０４６６－５０－８４４３